

“みちエモン”シリーズ!

道路知識編(改訂版)

これだけは知っておきたい!

道路のいろは 1

(改訂版)

(道路の仕事にはじめて来られた方のために・・・)

2001年3月吉日

著者：オガちゃん&カヨねえ

2006年6月 加筆修正版

オガちゃん&ハルちゃん

●2010年4月 改訂版

オガちゃん&まさお君



初版から 10 年も経ったので時点
修正など、今回改訂しました。

じゃあ、あたしもそれだけ歳を取ったってこと?



もちろん、そうでしょう?!
みんないつまでも若いと思っている
その感覚が理解できない!!

道路工学年

なまえ

このまえがきは、「初心忘れるべからず」ということで初版のままです。(2010. 4 オガ編集長)

まえがき

役所に何年も勤めていても、違う職場に異動すると最初に困るのが、そこでよく使われている言葉、すなわち仕事関係用語です。

今回は、道路関係に初めて異動された方にとって、少しでも手助けとなる様、比較的多く使われている言葉および頻度は少ないが会議などで時々出てくる重要な言葉・用語等を中心に、できるだけわかりやすく述べてみることにしました。

多少、意味の背景も含めながら編集しましたので、知識としても知ってて損は無いと思います。

なお、この本の内容について一部ファジーなところもあります。本来ならば十分な理解の元で記述するべきものですが、問題・課題を突き詰めて行くと、とても奥が深くて思わずペンが止まってしまいました。その点をご容赦いただきたくよろしくお願いいたします。

この「みちエモンシリーズ」道路知識編をいつまでも大切にしていれば……と思います。

ある会議でこの種のことが話題に出た時など…
後ほど「チョコッと見て」再確認していただければ幸いです。
なにしろ、いつも机の中に入れておいて、周りに気づかれない様
ソ〜ッと見ましょう！

[著者より]

[お詫び]

この本の作成中に「省庁再編」に伴い、2001年1月6日付けで「建設省」と「運輸省」が合併し『国土交通省』になりました。表現としては「建設省」としてありますが、適宜読み替えて頂きたいとよろしくお願いいたします。

「いろは1」の発行から10年経ち、この「建設省」というのもやや死語になりかけていますね。でも我々の年代は「コッコショー」でなく、やっぱ「ケンセツショー」だな!! (2010. 4)



目 次

1	道路の種類についてP.1
	【道路法】第3条、第5条、第7条、第8条、第74条1項	
	【高速自動車国道法】第4条	
	ちよこつと知識（道路の種類の種類）	
2	主要地方道ってなに？【道路法】第56条P.3
	ちよこつと質問（「線」付き道路名称）	
3	国道の管理についてP.4
	(1)指定区間とは？ 【道路法】第13条	
	ちよこつと知識（道路管理者の権限代行） 【道路法】第27条	
	(1)直轄負担金とは？【道路法】第50条、第56条	
	ちよこつと知識（他の事業の負担割合）	
4	川崎市が管理している道路はどれ？P.6
	(1)川崎市の管理道路	
	(2)橋の管理(多摩川、鶴見川の行政境) 【道路法】第19条、第54条	
	ちよこつと知識（赤道）	
	ちよこつと知識（青地）	
5	道路の名前って・・・P.8
	(1)道路の名前(路線名) 【道路法】第11条	
	ちよこつと知識（道路の名前の重複）	
	(2)道路の略称等	
	ちよこつと知識（川崎縦貫道路の名称）P.9
6	道路に関するお金のはなしP.10
	(1)国からのお金 【道路法】第56条	
	(2)財源（道路特定財源制度）	
	1)お金はどこから(捻出？)	
	2)財源の配分P.12
	3)どのように川崎市へお金が流れてくるの？	
	ちよこつと知識（道路特定財源ではない税金）P.13
	ちよこつと質問（交通違反の罰金のゆくえ）P.14
	【道路法】第45条2項、【道路交通法】第4条5項	

(3) 財源のフロー図	P.15
7 自動車専用道路について	P.16
(1) 自動車専用道路とは	【道路法】第48条の2	
(2) 高速自動車国道と自動車専用道路の関係		
8 地域高規格道路について	P.18
(1) 地域高規格道路とは・・・		
(2) 地域高規格道路の指定について		
(3) 川崎市の事業に係る「計画路線」等	P.19
ちよこつと質問(地域高規格は自動車専用道路?)	P.20
ちよこつと再質問(自専道ではない地域高規格は?)		
9 高規格幹線道路について	P.21
(1) 高規格幹線道路とは・・・		
(2) 高速自動車国道とは・・・		
(3) 一般国道の自動車専用道路(建設大臣の指定に基づく高規格幹線道路)としては・・・		
(4) 国幹道とは・・・	【国土開発幹線自動車建設法】(国幹道法) P.22
【高速自動車国道の一覧表】	P.23
【高速自動車国道法】第3条3項		
ちよこつと知識(東京ガイカン)	P.24
●復習しましょう!!		
(国幹道、高速自動車国道、高規格幹線道路のスライド集合図)	P.25
●おまけ		
(自専道、地域高規格道路、高規格幹線道路のイメージ領域図)	P.27
10 3環状9放射について	P.29
(1) 3環状は・・・		
(2) 9放射は・・・		
3環状9放射のイメージ図(10年間の変化)	P.30
// の関東地形図ポンチ絵(10年間の変化)	P.31
11 道路法による道路づくりの進め方について	P.32
道路法による道路事業のフロー図		
【道路法】第7条、第8条、第9条、第18条1項、第18条2項、		
第74条1項、第91条		
ちよこつと知識(ケンバラとは?)	P.34

12	都市計画法による道路づくりの進め方について	P.35
	都市計画法による都市計画道路事業のフロー図	
	【都計法】(第16、17条、第18、19条・・・都市計画部局担当)	
	第59条、第60条、第62条、第66条、【土地収用法】	
	ちよこつと知識(東名とアクアラインは都決なし)	P.38
	ちよこつと質問(都決番号とは?)	
13	環境影響評価(アセスメント)について	P.39
(1)	環境影響評価法(アセス法)について	
	ちよこつと質問(道路法の事業と都市計画法の事業での適用は?)	P.40
(2)	川崎市環境影響評価に関する条例(アセス条例)について	P.41
	●第3種行為のフロー図	P.42
(3)	都市計画時のアセスについて	P.43
	ちよこつと質問(アセス法ができる前はどうかっていたの?)	
	ちよこつと再質問(すでに都市計画決定されているものは?)	
	●ちよこつと講座【ppm】	
	大気に関するppmとは・・・	P.44
	●ちよこつと講座【dB】	
	騒音のdBについて	P.46
14	何でも質問コーナー	P.49
(1)	都市計画道路「尻手黒川線」は他のどんな路線名と関係?	
(2)	「道路法の事業」と「都市計画法の事業」との主な違いは?	
(3)	都市計画決定された路線も「道路法の事業」でできるの?	P.50
(4)	「道路法の事業」と「都市計画法の事業」との使い分けは?	
(5)	都市計画決定のメリットは?	
	【都計法】第53条、第54条、【土地収用法】	
(6)	川崎市の都市計画道路の延長と整備率は?	P.51
(7)	都市計画は何のためにあるの?	P.52
	【都計法】第2条	
15	贈る言葉	P.53

1 道路の種類について

ちょっと堅い話になりますが、**道路法第3条**によると「道路の種類」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道の4種類だけなのです。

なお、東京都の特別区は市道と同等です。

●高速自動車国道とは

道路法で規定されていますが、国民経済上特に重要な路線であり、**高速自動車国道法第4条**により路線の指定がされます。また、国土開発幹線自動車道建設法とも関連しております。

●一般国道とは

高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成する道路で、**道路法第5条**に基づいて指定されます。

●都道府県道とは

地方的な幹線道路網を構成する道路で、**道路法第7条**に基づき、議会の議決を経て都道府県知事が認定します。なお、認定にあたっては国土交通大臣の協議(道路法第74条1項)が必要となります。

●市町村道とは

日常生活を支える上で重要な道路であり、地域の交流を促進すると共に居住空間を構成します。

道路法第8条に基づき、市町村議会の議決を経て市町村長が認定します。

なお、川崎市内に関係する「道路の種類」については次の表のように分類されます。(県道および市道は一部を紹介)

道路の種類	該当する道路
高速自動車国道	東名高速道路
一般国道	1号、15号、132号、246号 357号(湾岸道路)、409号、466号(第3京浜)
神奈川県道	川崎府中、東京大師横浜、東京丸子横浜 世田谷町田、川崎町田、上麻生蓮光寺など
川崎市道	幸多摩線、尻手黒川線、幸町〇〇号線 中原〇〇号線、溝口〇〇号線、登戸〇〇号線など

H17.10.21 付け神奈川県告示にて、一般県道の名称から「線」が削除されました。

でもさあ～、他都県ではまだ「〇〇◎◎線」じゃないの？
地名だけの路線名「〇〇◎◎」ってなんか変じゃない??

！ちよこつと知識

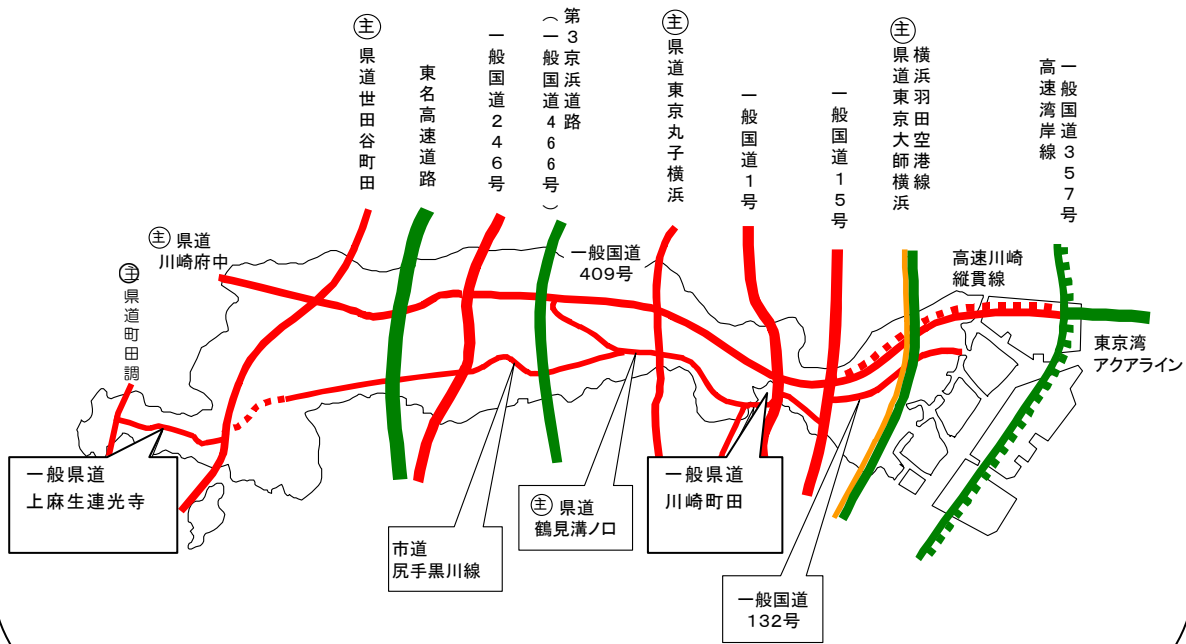
(道路の種類の間緯)

道路法が制定された当時の道路の種類は、一級国道、二級国道、都道府県道及び市町村道の4種類でした。その後、昭和32年に「高速自動車国道」が追加され、更に昭和39年に一級国道と二級国道が一体化され「一般国道」となり、現在の4種類に至っています。

【参考】一般国道〇〇〇号のように3桁国道というのは、基本的に元々は二級国道だったのよ！

次に川崎市の幹線道路の図を紹介します！

川崎市の幹線道路図



ところで、昔の歌に出てくる「第2国道〜♪」いわゆる「第2京浜」は『一般国道1号』です。
 では「第1京浜」は？・・・正解は『一般国道15号』です。
 ●でもね昔はね、今の15号が国道1号だったのよ！
 じゃあ「第3京浜」は？・・・上図参照『一般国道466号』です。
 ●でもね、当初は一般都県道東京野川横浜線だったのよ！
 あ〜あ、ややこしや！ ややこしや！

そういえば、1号線沿線の川崎市幸区柳町付近に「第二国道病院」っていうのがあるよ！
 20代の若い時に職場のスキーで怪我をして通ったことがある。なんか懐かしいね。

2 主要地方道ってなに？

主要地方道とは、道路法第 56 条(道路に関する費用の補助)の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道もしくは市道です。高速自動車国道及び一般国道と連携し、広域交通を分担する広域幹線道路として位置づけられています。この指定を受けると国からの補助金を優先的に受けることができます。

なお、以前はメリットも多かったそうですが、現在ではいろいろな補助金等の制度があるため、他の一般道との格差も実務上はあまり無いとのことですよ。

【参考】国土交通省の告示「道路法の規定に基づき主要な都道府県道および市道を指定」に、主要地方道の道路路線名が載っています。(昭和 29 年に最初に指定され、その後、状況に応じて追加指定されています。最近の指定では平成 5 年の告示です。)

当時は建設省の告示です。

ところで、川崎市内の主要地方道**県道**は次の 9 路線です。

川崎府中、東京大師横浜、東京丸子横浜、世田谷町田、横浜上麻生、丸子中山茅ヶ崎、町田調布、横浜生田、鶴見溝ノ口

また、主要地方道**市道**は次の 2 路線のみです。

幸多摩線、野川菅生線

注) 野川菅生線は尻手黒川線の一部です。

認定路線名ではなく、主要地方道の指定路線名です。

Qちよこつと質問

(「線」付き道路名称)

この質問は初版 H13 年のものです。

道路名称で、主要地方道市道の呼び方には、「主要地方道市道〇〇〇線」などと「線」が付き、主要地方道県道には主要地方県道〇〇〇」と「線」が付かないのはなぜでしょうか？

いろいろ調べてみましたが、明確な理由はわかりませんでした。確かに、神奈川県下の主要地方道県道には、路線名に「線」が付きません。しかし、一般県道の中には「線」が付くものと付かないものがある様です。

ところが H17.10.21 付け県告示にて神奈川県の一一般県道の名称から「線」が削除されました。なお、川崎市道には従来どおり「線」が付きます。

余談ですが、都市計画道路の路線名には必ず「線」が付きます。たとえば、道路法の指定路線名は「一般国道 409 号」ですが、都市計画路線名としては「国道 409 号線」となります。

このことは特に覚えておきましょう!!

ところで、都道の路線名には「線」がついていますよ。

名前が番号のみはなんとなく分かるけど、地名だけの路線名ってなんかしっくりこないなあ??

3 国道の管理について

(1) 指定区間とは？

国道の指定区間・指定区間外とは、「国が直接管理しているか？ 都道府県又は指定市に任せているか？」のことで、

指定区間とは、道路法第13条に基づき、『一般国道の指定区間を指定する政令』により指定した区間をいいます。また、この指定区間のことを「直轄区間」ともいいます。

指定区間外とは、いわゆる「補助国道」で国から補助を受けて、都道府県又は指定市が改築・維持・管理等を行います。

川崎市内における国道の指定区間等の状況は・・・

- 1) 一般国道1号、15号、246号、357号が指定区間であり、国が管理をしています。(注：246号の旧道は指定区間外です。)
- 2) 一般国道409号は浮島～15号間が指定区間、15号～246号間が指定区間外です。
- 3) 一般国道132号はすべて指定区間外です。

以上のことをまとめると次のとおりです。

国道路線名	指定区間(直轄)	指定区間外(補助)
一般国道1号	全区間	—
15号	全区間	—
132号	—	全区間
246号	全区間	(旧道246号)
357号(湾岸道路)	全区間	—
409号	浮島～15号間	15号～246号間
466号(第3京浜)	全区間	—

注) 一般国道466号(第3京浜)は有料道路制度に基づき、旧日本道路公団(JH)、現在の東日本高速道路(株)が改築及び維持管理をしています。

【参考】 横浜横須賀道路も東日本高速道路(株)です。なお、東名高速は中日本高速道路(株)です。

！ちよこつと知識

*

(道路管理者の権限の代行？)

道路法第27条によるもので、本来、指定区間外の国道は都道府県が道路管理者なのですが、国が代わって新設・改築などを行う場合のことです。また、地震などによる大規模な災害復旧工事でも知事の要請を受け、「直轄権限代行災害復旧事業」として国が行うこととなります。確かに地方公共団体だけでは無理だよね！

(2) 直轄負担金とは？

指定区間で国が改築・維持等の事業を行う場合は、受益者負担の考え方から道路法第 50 条により当該都道府県又は指定市がその費用の一部を負担します。このお金のことを「直轄負担金」といいます。

事業の種類により新設・改築の場合は 1/3、維持・修繕の場合は 4.5/10 の費用を負担することになるのです。

たとえば・・・

国が平成〇〇年度に、川崎市内の一般国道 1 号、246 号、409 号の改築事業を 60 億円。一般国道 15 号、246 号、409 号の維持修繕事業を 20 億円で行うとします。この年度の川崎市の直轄負担金はいくらになるでしょうか？

【計算例】

$$60 \text{ 億円} \times 1/3 = 20 \text{ 億円}$$

$$20 \text{ 億円} \times 4.5/10 = 9 \text{ 億円}$$

$$20 \text{ 億} + 9 \text{ 億} = 29 \text{ 億円}$$

だから、〇〇年度に川崎市は 29 億円を国に支払わなくてはなりません。国が事業を行えば、必然的に払わされることになるわけです。

でも受益者負担の考え方から法律で決まっていますので仕方のないことですね?!!

へえ～？ぜんぜん知らなかった。国が全部出していると思ってた。

私だって知らなかったわ。地方は大変ですね！

でも、現在この直轄負担金のあり方が地方と国で論議されています。なにしろ、この費用は都道府県政令市にとっては、まさに死活問題となっているのです！ まずは、「地方の維持管理費負担金の廃止」からですかね、。

これらをまとめると次の表になります。

(国道の管理に関する費用(道路法第 50 条)より)

国の補助又は負担					
		国	都道府県知事・政令市長の負担		
直轄国道	新設・改築	2/3	1/3	法第50条	
	維持・修繕	5.5/10	4.5/10	法第50条	
指定区間外	新築・改築	※1/2	1/2	法第50条	
	修繕	1/2以内		法第56条	(補助することができる)

※緊急措置法施行令により 5.5/10 となる場合があります。

- ・維持とは、道路の散水、除草等日常的な反復して行う軽度の道路の保全行為をいいます。
- ・修繕とは、損傷した道路の機能を回復するために行う舗装及び橋梁の修繕並びに災害を防止するための事業をいいます。

！ちよこつと知事

(他の事業の負担の割合)

このほかに、電線共同溝法による共同溝事業では、ガス・水道・電気等の占用事業者が応分の負担をし、その負担分を除く事業費を国が 1/2、地方公共団体が 1/2 ずつ分担すると決められています。

4 川崎市が管理している道路はどれ？

【注意】神奈川県告示にて一般県道の名称から「線」が削除されましたが、川崎市道では「線」が残っています。

(1) 川崎市の管理道路

道路の種類、国道の管理について紹介しましたが、具体的に川崎市が管理している道路は次のようになっています。

管理データを改訂しました。

道路の種類別	路線名	総延長m（重用延長含む）
一般国道 (指定区間外)	132号	4,562
	246号	760
	409号	12,501
	小計	17,823
神奈川県道 主要地方道	川崎府中	21,866
	東京大師横浜	6,624
	東京丸子横浜	3,312
	世田谷町田	8,815
	横浜上麻生	3,035
	丸子中山茅ヶ崎	5,698
	町田調布	1,796
	横浜生田	4,598
	鶴見溝ノ口	10,348
	小計	66,092
一般神奈川県道	扇町川崎停車場	4,198
	川崎町田	1,705
	大田神奈川	4,597
	子母口綱島	1,266
	上麻生連光寺	5,953
	真光寺長津田	1,496
	稲城読売ランド前停車場	2,015
	小計	21,230
神奈川県道計		87,322
川崎市道 (主要地方道)	幸多摩線	16,581
	野川菅生線	6,615
	小計	23,196
一般川崎市道		2,366,421
川崎市道計		2,389,617
合計		2,494,762

平成21年4月1日現在【川崎市道路統計書より】

注) 重用区間としては「409号」と「川崎府中」の例などがあります。

即ち、川崎市は「約2,490km」もの道路(重用区間含)を管理していること
になります。この道路延長の維持管理はとても大変なことですね！

東京～博多間で約1175km ∴往復以上だよ！

初版当時のH12.4時点では約2450kmでした。その後、
土地区画整理完了等で約40kmも増加しています。

(2) 橋の管理(多摩川, 鶴見川の行政境)

さて、行政境の橋の管理はどうなっているのでしょうか？

直轄国道(1号、15号、246号)及び有料道路(東名、第3京浜、横羽線)の橋を除いて、
主な橋は次のように管理されています。

多摩川の橋(東京都境)		鶴見川の橋(横浜市境)	
橋の名称	管理者	橋の名称	管理者
大師橋	川崎市	末吉橋	横浜市
ガス橋	川崎市	鷹野大橋	川崎市
丸子橋	東京都	H18.11月に多摩川の大師橋がやっと全面6車線となりました。 なお、その時の事業主体は川崎市でした。(東京都との共同事業) そ～言えば、あの時、開通式のシナリオも作らされたっけ。そして 午前の式典時は暴風雨だった。まさに進行も悲惨だったよ！	
二子橋	東京都		
多摩水道橋	東京都		

この区分は「行政区域の境界に係わる道路の管理に関する協定」(道路法第19条)によります。
なお、「管理に関する費用」については法第54条に規定されています。

！ちよこつと知識

あかみち
(赤道) 赤道とは・・・

道路法の適用のない道路で認定外道路、りどう里道ともいいます。
明治9年太政官達60号により、道路について国道・県道・里道の区別がなされ、
旧道路法制定後、国道・県道については殆んどが道路法の道路として認定されて
いましたが、里道については多くが認定されぬまま現在に至っています。
なお、地番はありません。昔、公図に赤色で塗られていたので通称「赤道」と
呼ばれているのです。

！ちよこつと知識

あおち
(青地) 青地とは・・・

旧大蔵省は現在の財務省。そして、旧建設省と旧運
輸省が現在の国土交通省・・・これって分かるかな？

財務省(旧大蔵省)が所有している土地、すなわち国有地のことです。
番地はなく、現在の市の土地保管図では Ⓒ と標示されています。
昔の公図では青色(どちらかと言うと緑色)に塗られていたので、通称[青地]と呼
ばれているのです。
明治6年(1873年)地租改正令により、それまでの物納から所有土地の地
価に課税されることになりました。当初3%でしたが、その後、各地で一揆が起
こったため2.5%になったものの、地主としては税金対策のために不要な田のあ
げ道・のり地等を自分の土地ではないとし国の所有にしてもらったため、このよ
うな土地が生まれてきたとのことです。
なお、登記所の現在の公図には着色はなく、道路は「道」、水路は「水」と記
入されています。

5 道路の名前って…

そう言えば、道路の名称って、仕事によっても時々違う場合があるでしょ？

同じ道路なのに名前が2種類以上あるのはなぜでしょうか？

(1) 道路の名前（路線名）

それは、まずは『道路法上の路線名』と『都市計画法上の路線名』があるからです。

川崎市中原区の等々力公園付近のいわゆる通称「府中県道」は、道路法上は指定区間外の「一般国道409号」及び「主要地方道県道川崎府中」であり、都市計画法上は「都市計画道路鹿島田菅線」となっています。

また、東急田園都市線「宮前平駅」南側近接の広い道路は、道路法上は「主要地方道市道野川菅生線」であり、都市計画法上は「都市計画道路尻手黒川線」となっています。その他に愛称名というのもあります。

！ちよこつと知識 (道路の名前の重複〔重用〕)

一般国道246号以南の『川崎府中』って…
元々「県道」だったものを「国道」に格上げさせ、「一般国道409号」としたため、道路法上でも名称が重複〔重用〕することになったのです。

このへんのことって、何か全然分からないわ！

【参考：重用延長とは？】
道路法第11条（路線が重複する場合の措置）の規定により、上級の路線に重複している区間の延長をいいます。

川崎市内の代表的な道路法の路線名、都市計画法の路線名、愛称名を整理するとこんな感じです。

道路法の路線名	都市計画法の路線名	愛称名
一般国道 409号 主要地方道県道 川崎府中	国道409号線(浮島～幸町まで) 鹿島田菅線	府中街道
主要地方道県道 東京大師横浜	東京大師横浜線	産業道路
主要地方道県道 世田谷町田	世田谷町田線	津久井道
主要地方道市道 野川菅生線	尻手黒川線	尻手黒川道路
主要地方道市道 幸多摩線	(※ 注, 参照)	多摩沿線道路

注) この表はあくまでも当該道路の「ある地点」での名称です。

したがって、必ずしも全路線共通ではないので、念のため。

※ 一部の区間で「都市計画道路二子千年線」があります。

この様な紛らわしい名前がまだまだありますので調べてみて下さい！ きっと他の自治体にも結構あると思いますよ。

(2) 道路の略称等

その他に俗称・略称等も普段の仕事の会話の中で使われていますね。では、比較的よく使われるものをここで紹介しておきましょう。

道路名	当該道路の略称等
東京丸子横浜	とーまる
世田谷町田	せたまち
丸子中山茅ヶ崎	まるなかし
鶴見溝ノ口	つるみぞ
川崎町田（の一部）	プール道路
川崎駅丸子線	かわてまるこ
富士見鶴見駅線	ふじつる
池田浅田線	いけあさ
柿生町田線	かきまち

昔、雨が降るといつも水が溜まったためだそうです
オガちゃんの育ったところのすくそばです。（幸区大宮町）昔の人はまだよく知っているゾ！

主なところを挙げましたが、「かわてまるこ」の「て」は昔の名称であった『川崎停車場丸子線』の『停』の名残りとのこと。

この「停車場」って読みは「テイシャジョウ」？「テイシャバ」？…歌の世界だと「テイシャバ」だな！これって分かる？

！ちよこつと知識

（川崎縦貫道路の名称）

H17.10 首都高速道路公団は民営化され、首都高速道路(株)になりました。

道路法上では「川崎市道高速縦貫線」ですが、首都高速道路公団当時の基本計画の指示路線名としては、「川崎高速縦貫線」という名称を使っています。

なお、川崎市では一般的な呼び方として「川崎縦貫道路」という名称を使っていますが、これは自動車専用道路部である「高速川崎縦貫線」と一般道路部である「国道409号線」を併せて表現しているものです。

少しややっこしいので、これらの路線名をまとめると次の表になります。

路線種類	法分類	路線名	摘要
認定路線名	道路法	川崎市道高速縦貫線	議会の議決
指定路線名	//	一般国道409号	建設大臣指定（当時）
都市計画路線名	都市計画法	高速川崎縦貫線	（自専部）
//	//	国道409号線	（一般部）
基本計画指示路線名	首都公団法	川崎高速縦貫線	
一般的な呼び方		川崎縦貫道路（I期）	（自専部）+（一般部）

実はオガ編集長は H9～H10 年度の2年間、首都高速道路公団に派遣されていました。当時の仲間がまだがんばっているとのこと。大橋 JCT 完成等のこともうれしいですね。

川崎縦貫道路
（I期）

高速川崎縦貫線
（自動車専用道路部）

国道409号線
（一般部）

6 道路に関するお金のはなし

道路を造り、それを維持するためには莫大なお金が必要です。では、そのお金は誰が負担し、どのように流れ使われているのでしょうか？

(1) 国からのお金

国道の管理のところで少し触れましたが、国の直轄事業には地方公共団体が「直轄負担金」として、その事業費の一部を負担しますが、地方公共団体が行う事業の場合は、道路法第 56 条[道路に関する費用の補助]により、国が「国庫補助金」等として補助することができることになっています。

たとえば・・・

1 億円の事業費がかかるとして、補助率が 1 / 2 の場合、市費が 5,000 万円、国費が 5,000 万円となります。

注意!! ただし「補助することができる」ということは、国の財政によっては満額で「補助しないことも」あり得るのです。これにはよ〜く気をつけて！

補助率の具体的な割合は次の表のとおりとなります。

(道路法第 56 条解説より)

【数値は全て以内】

	指定区間外 国道	主要地方道等 (※1)	その他の 地方道
新設・改築	(※3)	1 / 2	0
修繕	1 / 2	0	0
第 77 条調査(※2)	1 / 3	1 / 3	1 / 3

※1 主要地方道等とは、資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があるものを含む。

※2 第 77 条調査とは道路に関する調査。(交通センサス等)

※3 「国道の管理に関する費用」(法第 50 条)により国 1 / 2、都道府県政令市 1 / 2 負担。(但し補助扱いではなく、お互いの負担行為。また緊急措置法施行令により国が 5.5 / 10 となる場合があります。)

国道の場合、登記上は国の名義になります。半分しか出してないのにズルイよね！

【号外】 道路特定財源制度の廃止!!

2009 年 4 月ついに 1954 年から 55 年続いたこの制度も『「道路特定財源を一般財源化するための法律改正」が成立し 2008 年度で廃止されました。

(2) 財源 (道路特定財源制度)

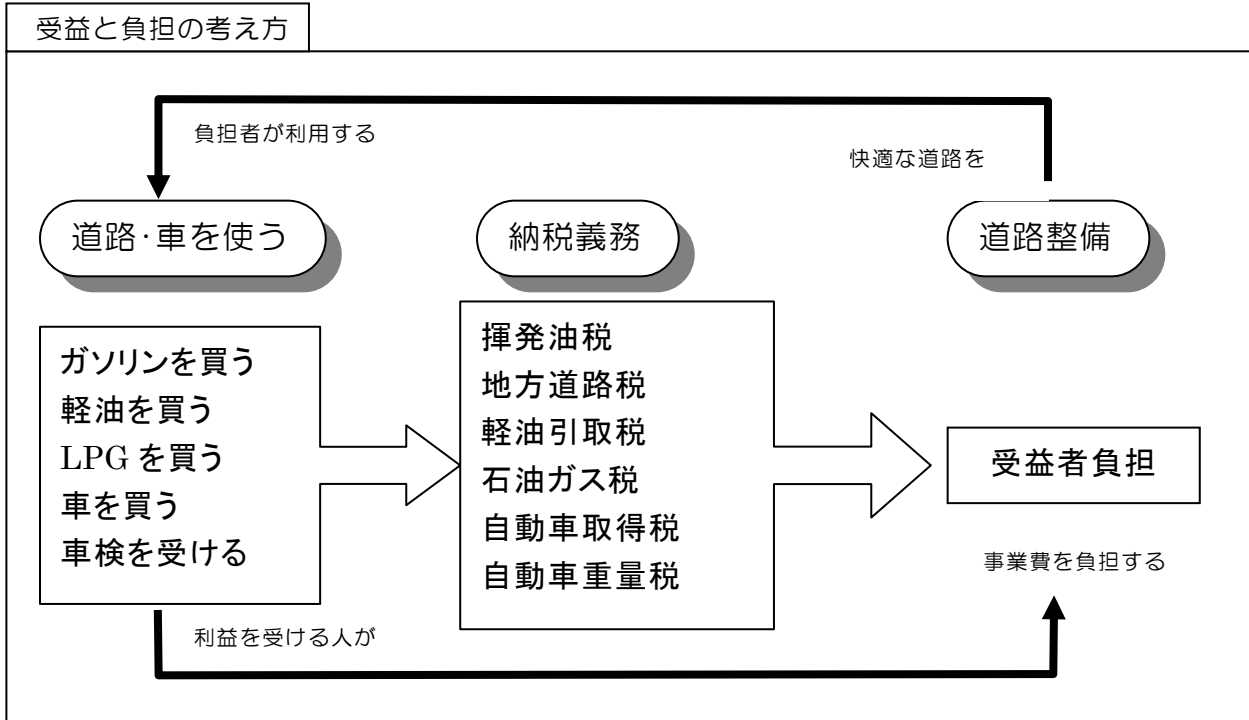
1) お金はどこから (捻出?)

制度は廃止されましたが、ここでは「道路特定財源制度」について従来どおり編集しておきます！

そもそも、道路を造るためのお金はどこから出てくるのでしょうか？道路の事業費は利用する人が道路の整備費を負担するという「受益者負担」の考え方から、「道路特定財源」制度により支えられています。

(※特定財源とは使途が決められている財源のことです。)
 そして、道路特定財源には次の6種類があります。

国税の・揮発油税(ガソリン税)・石油ガス税・自動車重量税・地方道路税
 地方税の・自動車取得税・軽油引取税



みなさんはガソリンを給油したときの領収書をマジマジと見たことがありますか？支払い金額ばかりに目がいっているのではないのでしょうか？ 今度思い出したら、ちょっと見てみてください。税金の金額が載っていますよ。

揮発油税(ガソリン車)	48.6 円/ℓ	} ガソリン給油時 53.8 円/ℓ
地方道路税(揮発油税と併課)	5.2 円/ℓ	
軽油引取税(ディーゼル車)	32.1 円/ℓ	
石油ガス税(LPG車)	17.5 円/ℓ	

この他に、自動車を買った時の自動車取得税は取得金額の5%、車検を受けたときの自動車重量税は自家用車の場合、年間0.5t 当り6300円の税金です。
 なお、これらの税率はあくまでも暫定措置です。

その後 H22年度税制改正にて、この自動車重量税等は新税率が適用となり、実質減税されました。また既に H21年度よりエコカー減税も行われています。



PS: いずれにしても、必要とする道路の建設、維持・管理のための財源は確保しなければなりませんね！

2) 財源の配分

では、この財源は国と地方にどのように配分されているのでしょうか？

【国税】

- ・ 揮発油税……100%が国の道路財源となります。
- ・ 石油ガス税……1/2が国の道路財源となり、1/2が地方自治体に石油ガス譲与税として交付されます。
- ・ 自動車重量税……3/4が国の財源となり、1/4が地方自治体に自動車重量譲与税として交付されます。

※H15より3/4→2/3、1/4→1/3に変更されています。

ただし、国が道路財源として使用できるのは3/4の約8割です。

- ・ 地方道路税……国税ですが100%地方道路譲与税として地方自治体に交付されます。

【地方税】

地方税は直接、都道府県が徴収し市町村に配分していきます。

3) どのように川崎市へお金が流れてくるの？

実際に川崎市にはどのように財源が流れてくるのでしょうか？

川崎市すなわち政令指定都市は県と同等及び一市町村という立場があるため、ちょっと複雑になっています。

道路特定財源の流れはけっこう複雑です。P.15 に多少分かりやすくフローチャート化しておきましたので参考にしてください。

- ・ 石油ガス税……1/2の石油ガス譲与税を直接国から交付されています。
- ・ 自動車重量税……1/4の自動車重量譲与税は一度県に交付され、県から市に交付されています。 ※上記同様 1/4→1/3
- ・ 地方道路税……地方に譲与されるうち、43%は都道府県と指定市に対して一般国道および都道府県道の延長および面積で按分して譲与されます。残りの57%は市町村に対して市町村道の延長および面積で按分して譲与されます。したがって、川崎市では指定市として直接国から交付される分と神奈川県経由の市道分が地方道路譲与税として交付されています。
- ・ 軽油引取税……県から90%を軽油引取税交付金として交付されています。
- ・ 自動車取得税……県から自動車取得税交付金として交付されています。

※43%→42%、57%→58%に変更されています。

このように道路特定財源制度がありますが、特定財源だけでは道路を整備し維持していくためのお金はとても足りません！ 国も地方もそれぞれの一般

財源から補い道路整備を行っているのが実情です。

しかし、この道路特定財源制度を見直して、道路関係以外の事業の財源にも使えるようにしようとする考えも出てきています。

確かに制度としては理解できるのですが、国と地方との配分については今後もっと議論すべきではないかと思われま



おっとお！上記のことが初版(2001年)の時から懸案事項でしたが、時代の大きな流れとして、2009年4月、「道路特定財源を一般財源化するための法律改正」が成立したことにより制度が廃止されてしまいました。これからどうしていくか？思案のしどころですね。

！ちよこつと知識

(道路特定財源ではない税金)

自動車税(車を所有していると毎年5月31日までに納めていますが)、道路特定財源ではなく地方の一般財源となっています。

自動車税・・・都道府県の財源

軽自動車税・・・市区町村(指定市を含む)の財源

そうか!! 軽自動車の税金分は我が川崎市に入るのか。

我が家は普通車だから自動車税か! ・ということは川崎市に全然貢献していないことになるのか? ちなみに、毎年5月にオガちゃんは39,500円振り込んだっけ!! カヨねえは34,500円? これは排気量の差か?!



あの～、ところで50ccの原付バイクの税金なんかはどうなってるの?



ミニバイク(原動機付自転車)などは軽自動車税扱いとなり市区町村の財源となるんだ。ちなみに年税額の例は下表のとおり。そう言えばH21年11月、我家の買ってまだ2年のヤマハのバイク(MAXAM黒250cc)を売りに出してしまった。かなり安く叩かれた。残念! 今頃どうしているのか? 元気に走っているのか? いいオーナーなのか? なんか心配

車種		標準年税額
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円
〃(小型自動二輪車)	総排気量(90~125cc)	1,600円
二輪の軽自動車	125超250cc以下のバイク	2,400円
二輪の小型自動車	250cc超のバイク	4,000円

Qちよこつと質問

(交通違反の罰金のゆくえ)

交通違反のお金(交通反則金)はどうなるの?

違反キップを切られて振込んだお金は、いったん国庫に収められた後、総務省から各地方公共団体に「交通安全対策特別交付金」(通称:^{とっこうきん}特交金)として交付されます。

そして、それらのお金はその地域の公安委員会(所管の警察)及び道路管理者により、案内標識、警戒標識、規制標識、横断歩道、区画線、信号機、カーブミラー、ガードレール等の設置費用等に使われているのです。

ところで公安委員会のことを通称「交通管理者」とも呼んでいます。

なお、この総務省って、2001.1.6以前は自治省でした。

道路標識の設置については、道路法第45条第2項及び道路交通法第4条第5項に基づき、種類・様式・設置等について内閣府令国土交通省令にて定められています。(いわゆる「道路標識令」です。)

また、信号機については公安委員会が管理しています。

この内閣府令も以前は総理府令建設省令ってとこだね。

そう言えば、数年前に納めた駐車禁止違反、右折禁止違反(今、思い出しても悔しいが、、、)のお金はそれなりに有効に使われていたのか!

世の中うまくできてるもんですね。自分の払ったお金が交通安全のためのカーブミラー・標識・ガードレールとなったと思えば「まあ、いいっか!」。でも突然の出費ってとにかく「痛い」ものです。ゴールドカードも貰えなくなるし、なにしろ違反にはくれぐれも気をつけましょう!!

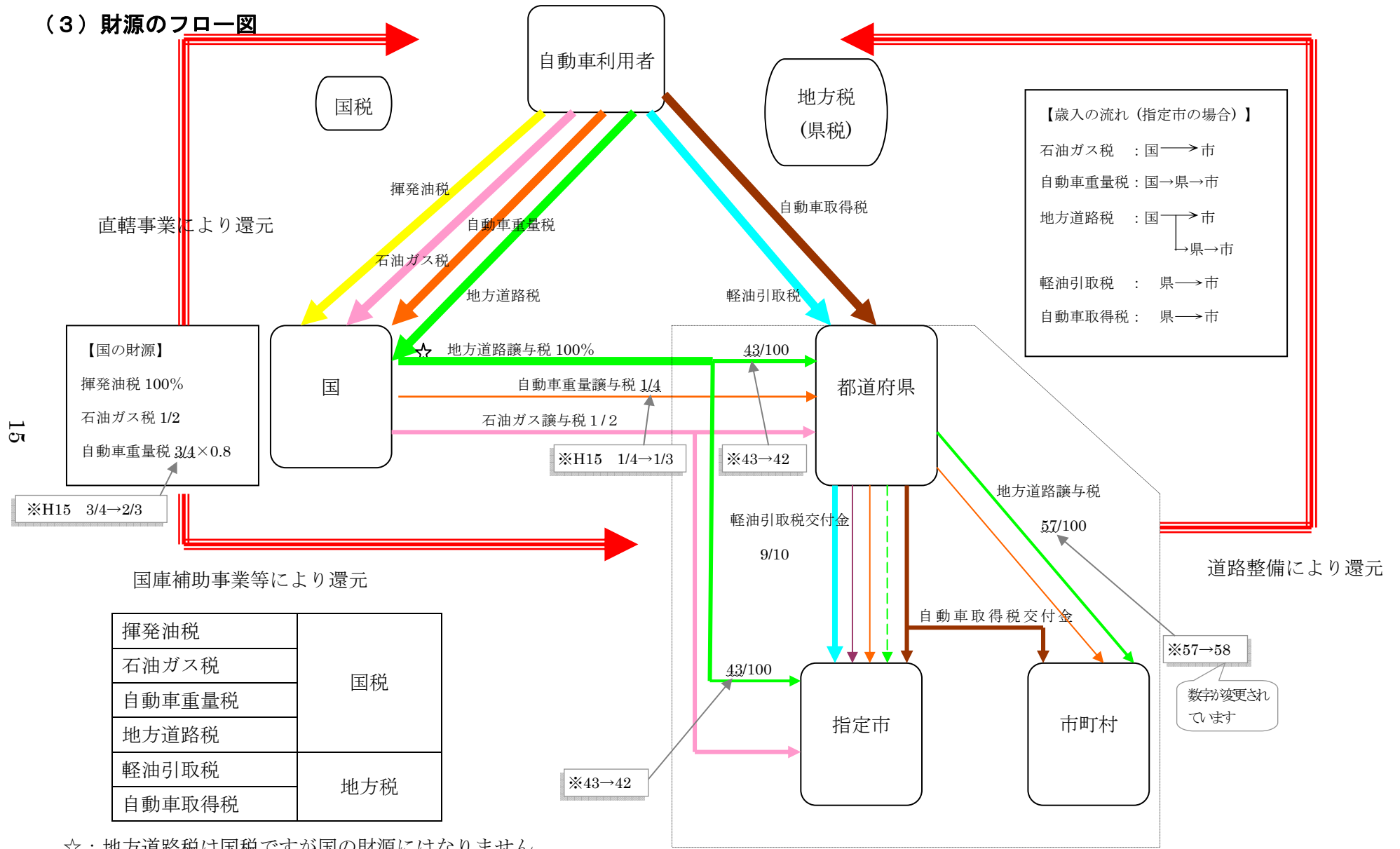
ちなみに最近では、オガ編集長はこの10年間ず〜とゴールドカードです!(お陰様で自動車保険料も安くなってます。)

真央ちゃんの悔しい「銀」は次回は「金」になれ!!

毎回一段一段の愛子さんもメダルリストになれ!!

【退職してる4年後の応援団より】

(3) 財源のフロー図



15